

松浦貯蓄共済協同組合に対する市の支援及び市長が 令和6年4月16日に専決処分した市の金銭債権に 係る訴えの提起の再考を求める決議

市は、平成25年度に長崎県から中小企業等協同組合等の設立認可等に関する事務について権限委譲を受けており、松浦貯蓄共済協同組合の監督行政庁である。しかしながら、初年となる平成25年度の決算関係書類の提出を受けていないなど監督行政庁としてのずさんな対応が認められる。また、少なくとも令和元年度分までは決算関係書類の提出を受けているが、これらは、理事会及び総代会の承認を受けたものではなく正式な書類とは言い難く、その事実を見過ごしてきたことは行政の不作为であり監督責任が問われるべきものである。

さらに、同組合に対しては以前から預託金として反復・継続的な短期貸付けが行われており、監督行政庁として毎年組合の決算関係書類の提出を受ける立場でありながら、ずさんな融資審査のもとで令和2年度に2,500万円の長期貸付けに変更されている。これは、総務省からオーバーナイトを解消するよう求められていた市が、理事を保証人にして預託金を長期貸付けに切り替えたと言わざるを得ず、行政の判断として疑義がある。結果として令和4年度から返済が滞り、現在回収困難に陥っている。このことは、組合の業務改善を指導する権限を持つ立場にある市としては、あるまじき事態である。

この事件の起因となる令和2年5月15日付けの金銭消費貸借契約証書については、地方自治法第234条第5項において、契約当事者が相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しないものとする規定しているが、市長（委任を受けたものを含む）と組合理事長がともに対峙し契約証書を確認のうえで記名押印した事実は確認されておらず、契約締結のあり方にも問題がある。

また、市と組合の当該金銭消費貸借契約に係る連帯保証については、当該組合理事長ではなく当該組合事務局との間でやり取りが行われており、連帯保証人となった理事らは、自分たちが連帯保証人となる契約事項について情報の提供を受けることなく、その契約内容を誤認し、保証契約の申込みを行っている可能性が大である。その場合、連帯保証人は、保証契約を取り消すことができる旨を民法第465条の10第2項に規定されている。